

日高市高麗地域包括支援センター

運営規定【概要】

1. 目的

高齢者の皆さまが住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、介護・福祉・医療・保健の分野が連携して総合的な支援を行います。

2. 運営の基本方針

- ・ 自宅で自立した生活が送れるよう支援します。
- ・ 利用者の希望に沿った介護予防サービスを計画・調整します。
- ・ 公正・中立の立場で支援を行います。
- ・ わかりやすい説明と誠意ある対応を大切にします。
- ・ 関係機関や地域との連携を重視します。

3. 名称・所在地

- ・ 名称: 日高市高麗地域包括支援センター
- ・ 所在地: 日高市武蔵台 1 丁目 28 番 6 号

4. 職員体制

- ・ 管理者 (1 名)
- ・ 保健師 (1 名以上)
- ・ 社会福祉士 (1 名以上)
- ・ 主任ケアマネジャー (1 名以上)
- ・ 事務職員 (1 名)

5. 営業日・時間

- ・ 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始は休所)
- ・ 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

6. 事業内容

- ・ 介護予防ケアマネジメント(計画作成・調整)
- ・ 総合相談支援(生活・介護の相談)
- ・ サービス担当者会議の開催
- ・ 定期的な訪問やモニタリング(月 1 回以上)

7. 利用料

介護保険制度に基づき、厚生労働大臣が定める基準によります。

8. 連携と地域支援

市町村、医療機関、介護事業者、地域住民と連携して支援を行います。

9. 事故・虐待防止への取り組み

- ・ 事故発生時には迅速に対応し、家族や市町村に報告します。
- ・ 虐待防止のための委員会開催、指針整備、職員研修を行います。

10. 秘密保持と職員研修

- ・ 職員は利用者や家族の秘密を守ります。
- ・ 資質向上のために研修を実施します。

11. 感染症・災害への対応

- ・ 感染症防止のための体制を整えます。
- ・ 災害時には人命を最優先にし、利用者の安否確認や業務継続に努めます。